

さいたま市子どもの居場所づくり事業

実施団体等募集要項

地域社会の中で子どもたちが健全に成長できる環境づくりを推進するため、さいたま市内で子どもの居場所づくりに取り組む団体等に対し、予算の範囲内で当該事業の実施に要する経費の一部を補助します。

※これまで会食事業のみを補助してきましたが、今年度から食品等配布事業及び学習支援事業を実施する団体も補助対象とします。

～応募される前に、子ども・青少年政策課までご相談ください～
(TEL 048-829-1909)

- 1 応募条件
 - 市内に住所を有する方、または市内に主たる事務所を有する団体であること。
 - 原則として2ヶ月に1回以上事業を実施できること。
 - 【会食事業を実施する場合】参加する子ども（市内に住所を有する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）やボランティアへの食事の提供を原則として無料とすること。
 - その他、さいたま市子どもの居場所づくり事業への運営費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に記載された事項を厳守すること。
- 2 応募期限 **令和6年4月30日（火）**まで
※応募状況により期間を延長する場合があります。
- 3 応募方法 次の書類をさいたま市役所子ども・青少年政策課へ下記いずれかの方法でご提出ください。
 - ・ 電子データをメールで送信
 - ・ 印刷した書面を郵送または持参
 - さいたま市子どもの居場所づくり事業への運営費補助金交付申請書（様式第1号）
 - さいたま市子どもの居場所づくり事業計画書（様式第2号）
 - 【会食事業を含めて実施する場合】さいたま市子どもの居場所づくり事業収入支出予算書（様式第3号）
 - 【会食事業を含めず、食品等配布事業や学習支援事業のみを実施する場合】さいたま市子どもの居場所づくり事業収入支出予算書（様式第3-2号）
 - 事業の実施に必要な運営費のうち、単価1万円（税込）以上の支出を見込むものについての積算や見積り又は資料
 - 団体の場合は、定款、規約若しくは会則又はこれらに代わるもの

- 構成員名簿
- 申請者の活動状況が分かる資料
- 預金通帳（口座情報が確認できる頁）の写し

4 結果通知 審査後、交付決定・不交付決定のいずれかの通知を申請された団体等の代表者あてに送付します。

※審査に1カ月程度かかる場合があります。

5 交付金額

(1) 運営費

- ・備品や消耗品の購入費、印刷製本費、保険料等の経費について、月平均開催回数に応じた上限額以内の金額が補助対象となります。
- ・その他、交付要綱第7条及び別表1をご参照ください。

(2) 食事材料費（会食事業を実施する場合のみ）

- ・補助金の額は、参加した子どもとボランティア1人につき400円を限度とします。

※交付金額の対象となるのは、当該年度に支出した経費に限ります。
前年度に支出した経費は対象外となりますのでご注意ください。

※補助金の交付対象は1か月につき4日分までとなります。
また、応募状況により補助金の交付決定額を減額する場合があります。

6 実施場所 (1) 実施場所は申請までに確保し、様式第2号に記載していただく必要があります。

(2) 申請者の所有物件以外の場合は、所有者へ確認を取らせていただく場合があります。

(3) 実施場所の確保が困難な場合は、下記、子ども・青少年政策課へご相談ください。

7 その他 補助金の交付を受けた場合は、団体等の名称と事業内容等について、さいたま市のウェブサイト等を通じて公表させていただく予定です。ご不明な点は、下記子ども・青少年政策課までお問合せください。

—お問合せ・書類提出先—

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市 子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課
TEL 048-829-1909 FAX 048-829-1960
Email kodomo-seishonen アット city.saitama.lg.jp
※アットの部分は@に変更して送信してください。